

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十年七月十四日

同	同	同	広島県監査委員
			山崎正博
			芝清
			高橋義則
			加賀美和正

## 監査の結果（平成20年6月30日決定分）

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

#### 2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成18年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

#### 3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項を「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

#### 4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が15機関です。

監 査 対 象 機 関 一 覧 表

番号	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	消防学校	平成20年5月22日	平成20年5月22日	実地監査
2	総合技術研究所 林業技術センター	平成20年4月24日	平成20年4月24日	
3	森林環境づくり支援センター			
4	総合精神保健福祉センター	平成20年4月22日	平成20年4月22日	
5	福山こども家庭センター	平成20年5月9日	平成20年5月9日	
6	大阪情報センター	平成20年5月13日	平成20年5月13日	
7	呉高等技術専門校	平成20年5月28日	平成20年5月28日	
8	広島皆実高等学校	平成20年5月21日	平成20年5月21日	
9	呉三津田高等学校	平成20年6月30日	平成20年5月23日	書面監査
10	忠海高等学校	平成20年5月20日	平成20年5月20日	実地監査
11	白木高等学校	平成20年5月21日	平成20年5月21日	
12	因島高等学校	平成20年5月29日	平成20年5月29日	
13	海田警察署	平成20年5月8日	平成20年5月8日	
14	安芸高田警察署	平成20年5月16日	平成20年5月16日	
15	世羅警察署	平成20年5月14日	平成20年5月14日	

## 第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

### 1 消防学校

#### (1) 機関の概要

- ・主な業務 市町の消防職員及び消防団員の教育訓練  
消防に関する学術技能及びその運用法の調査研究
- ・所在地 広島市安佐北区倉掛二丁目 33 番 2 号
- ・職員数 15 人（平成 20 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
- ・教育訓練実績（平成19年度）

教育種別		定員(人)	受講者数(人)
消防職員	初任教育	—	87
	専科教育	320	214
	特別教育	244	173
	小計	—	474
消防団員	基礎教育	50	0
	幹部教育	130	95
	特別教育	305	285
	小計	—	380
合計		—	854

#### (2) 監査の結果

##### 【指摘事項】

##### ア 前渡資金に係る事務処理について

前渡資金に係る事務処理について、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。  
(平成 20 年度)

1	内容	職員が立替払していた高速道路通行料等について、後日、前渡資金から支払をしていた。 【7件 6,750円】
2	内容	表計算ソフトを使用して会計帳簿を作成する場合は、指導検査室（現在、審査指導課）の定める要件を具備する必要があるが、要件を具備せず、会計帳簿の作成・管理が行われていた。
	根拠	平成 15 年 3 月 24 日付け 指導検査室長通知 「電子計算ソフト等を使用して、会計帳簿を作成することについて」（要旨） 次の要件を備えるものに限り、電子計算ソフト等を使用して会計規則で定める帳簿を作成することは差し支えないこととします。 <要件（抜粋）> (1)帳簿名、管理ソフトの名称、管理方法等の具体的な取扱を予め定めておくこと。 (2)会計規則で定める様式により作成すること。 (3)現金等の取扱がない月を除き、月ごとに紙に印刷して帳簿の正本として帳簿を備付者が管理すること。 (4)帳簿のデータは、当該ファイルにパスワードを設定又はFD等の外部媒体に専用保存して、帳簿を備え付ける者が管理するなど、第三者が容易に介入できない方法により管理すること。

##### イ 委託契約における事務処理について

委託契約において、次のとおり誤った事務処理や不適切な業務管理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

委託業務名	内 容
庁舎等保守管理業務 (平成 19 年度)	業務の一部に施設管理業務委託事務処理要綱 (以下「事務処理要綱」いう。) で定められた仕様及び設計基準に基づいた設計額の算出が行われていないものがあつた。また、事務処理要綱に仕様等の定めのない業務の設計額の積算については、事務処理要綱の設計基準に準じた方法、又は参考見積の徴取などにより算出することとされているが、労務単価等の根拠が不明確となっていた。
消防用設備等点検業務 (平成 19 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約には6か月ごと行うべき定期点検が含まれておらず、消防法に基づいた点検が行われていなかった。</li> <li>・委託の設計額は事務処理要綱の設計基準に基づき算定されていたが、契約内容を示す仕様書が作成されておらず、具体的な業務内容が明確に示されていない。 (契約金額が 50 万円以下のため、契約書の作成及び請書の徴取は省略されている。)</li> </ul>
一般廃棄物収集運搬処理業務 (平成 20 年度)	委託の設計額の算定については、事務処理要綱により参考見積書を徴取して設計金額及び予定価格を定めることとされているが、参考見積書を徴取せず、電話等により調査した実勢価格に基づき単価を定め、設計額を算定していた。
給食業務 (平成 20 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の履行を確認する検査者を指定していなかった。</li> <li>・仕様書に定める、「初任科、救助科及びこれに類する課程」に係る献立表の1日の所要カロリーを満たしていない日があつた。</li> <li>・この業務は、「業者変更の理由も見当たらず、継続して委託したほうが円滑に業務の実施ができる」等として、平成16年1月に実施したコンペで選定した業者と1者随契により委託しているが、コンペにより業者を選定する場合でも、定期的にコンペを実施することにより、競争性の確保に努める必要がある。</li> </ul>

#### ウ 小規模修繕の執行における手続について

次の小規模修繕において、予定価格が設定されていなかった。また、施工見積書を徴取せずに契約を締結していた。適切な事務処理に努められたい。

工 事 名	消防学校訓練棟緊急補修工事 (平成 19 年度)
根 拠	広島県契約規則第 30 条 (予定価格の決定) 小規模修繕執行要綱第 7 条 (見積書の徴取)

#### エ 自動販売機に係る必要経費の徴収について

民間業者に委託して運営している食堂に設置されている自動販売機に係る必要経費のうち水道料金を徴収していなかった。適正な事務処理に努められたい。

### 【意 見】

#### ア 長期継続契約移行への検討について

業務委託契約については、長期継続契約に移行すべき契約は、すべて移行することとなっている。しかしながら、次の業務委託については、平成 20 年度において単年度契約又は未締結となっており、長期継続契約への移行について検討する必要がある。

対象業務	自家用電気工作物保安業務委託 (平成 20 年度)、一般廃棄物収集運搬処理業務委託 (平成 20 年度)、消防用設備等点検業務委託 (未締結)
根 拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「随意契約及び長期継続契約の見直し等について」(平成 18 年 11 月 14 日財産管理室契約企画担当室長通知) (要旨) 長期継続契約に移行すべき契約については、すべて移行する。 ただし、現契約期間が満了していない契約等については、次回契約締結時に移行する。</li> <li>・「平成 20 年度以降の委託・役務業務契約における随意契約及び長期継続契約の見直し等について」(平成 19 年 11 月 20 日財産管理室契約企画担当室長通知)</li> </ul>

## イ 入校経費の定期的な見直し等について

消防学校の入校生が負担する経費の額は、消防学校が算定し、広島県消防学校運営協議会（以下「協議会」という。）の承認を得た額とすることとされている。このうち光熱水費は、平成 18 年度に過去 3 年度分の光熱水費をもとに定めた額となっていることから、価格変動を踏まえ、妥当な額となっているか毎年見直す必要がある。

また、消防学校では、協議会の事務局として、「広島県消防学校運営協議会入校経費取扱要領」に基づき、消防学校の入校経費の取扱事務を行っているが、教育委員会の「学校諸費会計等取扱マニュアル」などを参考に内部牽制機能の強化を図るとともに、経費の効率的な執行に努めていただきたい。

※ 広島県消防学校運営協議会

消防学校における教育訓練の円滑、かつ、効率的な推進に寄与することを目的とする協議会。

## (3) 付 記

### 初任研修の検証について

消防職員の大量退職に伴う大量採用に対応して、平成 20 年度から消防職員の初任教育の 2 期制が導入され、これまで消防学校において実施してきた 6 か月の教育訓練のうち、2 か月を各消防本部において実施することとなった。

この初任教育 2 期制導入について十分に検証し、課題等に迅速に対応するとともに、各消防本部に対する支援体制の整備・充実に努め、教育水準を確保していただきたい。

## 2 総合技術研究所林業技術センター

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 森林造成及び林業生産に係る試験研究及び技術指導  
材木育種事業  
森林植生、山地災害防止その他森林の持つ公益的機能に係る試験研究及び技術指導  
林産物の加工及び利用に係る試験研究及び技術指導  
木材の性能に係る依頼試験
- ・ 所在地 三次市十日市町 168 番地 1
- ・ 組織体制 3 部（総務部、技術支援部、林業研究部）
- ・ 職員数 20 人（平成 20 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### 公印の管理について

組織改編により不要となった公印について、広島県公印規程による廃棄がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

不要となった公印	広島県立林業技術センター所長印、広島県立林業試験場長印、広島県立林業技術センター出納員印、広島県立林業試験場出納員印
根拠	広島県公印規程第 10 条

## 3 森林環境づくり支援センター

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 森林の持つ公益的機能の維持・発揮に必要な技術及び知識の普及指導  
林業経営の改善に関する技術及び知識の普及指導  
林業・木材産業及び森林に関する情報の収集・分析及び提供並びに林業技術の普及及び研修
- ・ 所在地 三次市十日市町 168 番地 1
- ・ 職員数 17 人（平成 20 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

## (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 4 総合精神保健福祉センター

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究  
精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談、指導（複雑又は困難なもの）及びこれに付随する診療  
回復途上にある精神障害者に対する生活指導、作業指導及びこれに付随する診療
- ・所在地 安芸郡坂町北新地二丁目3番77号
- ・組織体制 3課（総務企画課、地域支援課、生活支援課）
- ・職員数 23人（平成20年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・主な事業実績(平成19年度)

#### (ア) 技術指導・技術援助

実施回数	参加延人員
214回	3,153人

#### (イ) 相談指導(延人員)

個別指導	電話指導	集団指導
4,333人	2,150件	278人

## (2) 監査の結果

### 【指摘事項】

#### 委託契約における契約方法について

予定価格が100万円を超える委託契約において、競争入札に適さないとして随意契約を行っているが、委託業務の内容からみて競争入札に適さないとは認められず、競争入札とすべきものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・デイケア通所者送迎業務委託（平成20年度）
- ・精神保健福祉手帳等申請書入力業務（平成20年度）

### 【意見】

#### 業務委託契約の設計金額の積算根拠について

業務委託契約の設計金額の積算根拠が明確でないものがあつた。設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にするとともに、常に見直しを行い、より経済性を発揮されるよう積算を行う必要がある。

- ・デイケア通所者送迎業務委託（平成20年度）
- ・精神保健福祉手帳等申請書入力業務（平成20年度）
- ・心の健康づくり相談業務委託（平成20年度）
- ・植栽庭園管理業務（平成20年度）

## 5 福山子ども家庭センター

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 子ども、知的障害のある人、女性に関する相談業務、判定業務、一時保護業務
- ・所在地 福山市瀬戸町山北291番地の1
- ・組織体制 4課（総務課、相談援助課、判定指導課、一時保護課）
- ・職員数 36人（31人）

[平成20年4月1日現在の常勤職員数。（ ）内は一時保護指導員、嘱託心理判定員、医師等の合計]

・主な事業実績（平成19年度）

ア 児童相談業務

(7) 相談種別受付件数 (単位：件)

養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
857 (454)	2	2,245	145	278	33	3,560

(注)・家族、本人、福祉事務所等からの来所、電話による相談件数である。

・養護の括弧書きは、虐待相談の受付件数で内数である。

(i) 判定実施件数 (単位：件)

調査・診断			心理療法・ カウンセリング	療育手帳等
調査	医学診断指導	心理診断指導		
0	149	6,221	286	498

(ウ) 一時保護状況

実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数
131人	2,052人	15.7日	5.6人

イ 知的障害者更生相談業務

(7) 相談受付件数等

相談実人員	相談件数	判定件数	療育手帳交付件数
642人	642件	481件	548件

(i) 相談件数内訳 (単位：件)

施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
4	0	26	18	124	1	599	0	772

ウ 女性相談業務

主訴別相談件数 (単位：件)

区分	人間関係				住居 問題	帰住先 なし	経済 関係	医療 関係	その他	計
	夫等	子ども	親族	その他						
面接相談	67	1	1	5	0	1	27	1	0	103
電話相談	190	7	8	23	0	1	15	1	0	245
計	257	8	9	28	0	2	42	2	0	348

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 郵便切手類出納簿の管理について

郵便切手類の払出について、物品管理職員が決裁し行うべきところ、物品管理職員の決裁が行われていなかった。また、受領者の受領印も押印されていなかった。適正な管理に努められたい。

根拠規定：広島県物品管理規則第23条及び第41条

イ 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前年度決算時 (平成19年3月末)	
1	児童福祉総務費負担金(県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)	13人	10,297,500円	16人	10,936,400円
2	児童措置費負担金(民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)	81人	28,981,395円	89人	31,589,375円

## ウ 長期継続契約の対象業務について

役務の提供に係る長期継続契約は、1年を超える継続的、反復的業務であるものが対象とされているが、年に1回実施することとされている浄化槽の清掃について、長期継続契約により委託契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。

### 【意見】

#### ア 複合的な契約の検討について

浄化槽の維持管理契約と清掃契約について、平成17年度までは「浄化槽設備保守点検契約」として複合的な契約としていたが、平成18年度から「浄化槽維持管理業務委託契約」と「浄化槽清掃業務委託契約」に分割して随意契約で長期継続契約を行っていた。

浄化槽保守点検の登録業者と浄化槽清掃の許可業者には重複があり、複合的な契約とすることも可能であるので、複合的な契約と分割した契約のいずれが経済的であるか、一般競争入札での契約も含め検討されたい。

#### イ 子育て支援プラザ（多目的ホール）の使用に係る必要経費の徴収について

子育て支援プラザ（多目的ホール）の使用に係る必要経費（基本電気料等）について、平成15年度に定めた料金単価により料金徴収を行っており、その後料金改定が行われていない。必要経費の徴収に当たっては、料金単価を定期的に見直し、実態に即した料金徴収を行う必要がある。

## 6 大阪情報センター

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 県内産業の振興に資する情報の収集及び提供  
企業立地に関し本県と関係方面の間における事務の推進及び連絡  
本県観光地の宣伝及び紹介
- ・所在地 大阪市北区梅田一丁目3番1-800号
- ・職員数 4人（平成20年4月1日現在の常勤職員数）
- ・主な事業実績（平成19年度）  
企業誘致活動（訪問企業数121社、企業立地セミナーの開催1回）  
観光相談3,189件  
U・Iターン就職希望者に対する就職相談450件

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

##### ア 委託契約の事務処理について

委託契約事務において、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	不備の内容
事務所特別清掃業務委託契約 (平成19年度)	<ul style="list-style-type: none"><li>・委託業務の業務量を明確にしていなかった。</li><li>・契約締結時に、設計金額の記載がなく、予定価格を記載していた。</li><li>・検査職員を定めていなかった。</li></ul>

##### イ 美術品の管理について

寄附や借受けにより取得した絵画、書画などの美術品について、美術品台帳が整備されていなかった。適切な事務処理に努められたい。

根拠	「美術品の適正管理について（平成16年5月31日付け出納長通知）」（要旨） 県が保有するすべての美術品について、美術品台帳を作成・整備すること。
----	---



## 7 呉高等技術専門校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 職業能力開発促進法に定める普通職業訓練の実施  
公共職業能力開発施設以外のものを行う職業訓練の援助  
その他、職業訓練に関し必要な業務の実施
- ・所在地 呉市阿賀中央五丁目11番17号
- ・組織体制 3課（庶務課、訓練第一課、訓練第二課）
- ・職員数 18人（9人）  
〔平成20年4月1日現在の常勤職員数。（ ）内は職業訓練講師（日額・時間講師）の数〕
- ・職業訓練実施状況（平成19年度）

#### ア 施設内訓練

科名	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就業者数
OAシステム科	1年	20	46	20	17	11
理容科	2年	15	7	12	5	3
美容科	2年	20	33	20	18	16
CADエンジニアリング科	2年	20	32	20	12	11
機械科	1年	20	20	14	13	10
溶接加工科	前期	6か月	25	27	18	17
	後期	6か月	25	21	18	11
設備メンテナンス科	前期	6か月	20	27	21	16
	後期	6か月	20	25	20	11
溶接加工科 （日本版デュアルシステム）	1年	5	4	4	2	2
8科	合計	190	242	167	122	101

- (注) ・ 就業者数は、修了2か月後における就職者、自営業の就業者の合計。  
・ 理容科、美容科、CADエンジニアリング科は、訓練期間2年目のみ。

#### イ 委託訓練

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就業者数
OA経理事務科	3か月	20	25	20	19	8
介護実務科	3か月	20	19	17	17	11
パソコン実務科	4か月	20	25	20	17	9
3科	合計	60	69	57	53	28

- (注) 就業者数は、修了2か月後における就職者、自営業の就業者の合計。

#### ウ 在職者訓練

講座名等	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
溶接基礎実技講習	12	20	16	16	14
第二種電気工事士実技講習	12	20	10	10	10
EXCEL 2000	12	20	1	中止	中止
EXCEL 初級	15	20	20	20	20
ACCESS 初級	15	20	20	20	20

講座名等	訓練時間	定員	応募者数	受講者数	修了者数
ACCESS 2000	12	20	11	11	11
EXCEL 中級	15	20	20	20	20
機械製図基礎	18	20	14	14	14
機械設計基礎	12	20	24	24	24
3次元CAD基礎	24	10	8	8	7
10講座	合計	190	144	143	140

## (2) 監査の結果

### 【指摘事項】

#### 訓練実習における生産品の処分価格算定について

訓練実習における生産品の処分価格の算定について、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・ 事業主から委託を受けて行う製作品等について、それに該当しない製作品等の算定式を用いて処分価格を算定していた。(1件)
- ・ 間接費の算定において、定められた訓練能力率を用いていなかった。(5件)

根拠規定：訓練実習の取扱い及び実習製品処理要綱第7条（製作品等の処分）

## (3) 付 記

### 修了者の就職率の向上について

「第8次広島県職業能力開発計画」（以下「計画」という。）（平成18年8月策定）では、計画の終期である平成22年度までに、就職率と就職者に占める関連職種への就職者の割合がいずれも90%を超えることが目標とされている。

近年の就職率は目標値の90%に達していないが、高度で専門的な人材の育成、民間では実施が難しいものづくり技能者の育成の強化を目指し今年度から訓練科目の改編が行われたところである。

今後は、より一層、企業や公共職業安定所等の関係機関との連携を図るとともに訓練内容の充実を図り、計画目標が達成されるよう、就職率向上対策に取り組んでいただきたい。

## 8 広島皆実高等学校

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・ 所在地 広島市南区出汐二丁目4番76号
- ・ 教職員数 85人（54人）  
〔平成20年5月1日現在の本務者数。（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計〕
- ・ 生徒の状況

課 程	全 日 制											
	普通科				衛生看護科				体育科			
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員（人）	240	240	240	720	40	40	40	120	40	40	40	120
生徒数（人）	242	238	238	718	40	38	38	116	40	40	40	120
充足率（%）	100.8	99.2	99.2	99.7	100.0	95.0	95.0	96.7	100.0	100.0	100.0	100.0
進 学 就 職	大学・短大	196 人 (85.2%)			0 人 (0.0%)				34 人 (87.2%)			
	専修・各種	19 人 (8.3%)			38 人 (97.4%)				4 人 (10.2%)			
	就 職	4 人 (1.7%)			0 人 (0.0%)				0 人 (0.0%)			
	その他	11 人 (4.8%)			1 人 (2.6%)				1 人 (2.6%)			
退学者（人）	8 (5)				1 (1)				0			
休学者（人）	0				0				0			

課 程		専攻科		
学科・学年等		衛生看護科		
		1	2	計
総定員	(人)	40	40	80
生徒数	(人)	38	38	76
充足率	(%)	95.0	95.0	95.0
進 学 就 職	大学・短大	0 人 ( 0.0%)		
	専修・各種	0 人 ( 0.0%)		
	就 職	35 人 (100.0%)		
	その他	0 人 ( 0.0%)		
退学者	(人)	2 (2)		
休学者	(人)	0		

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成 20 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成 19 年度（平成 20 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

## (2) 監査の結果

### 【指摘事項】

#### ア 委託契約の事務処理について

粗大ごみ収集委託契約（平成 19 年度）は、ごみの種別ごとの単価契約により委託しているが、そのうち「乾電池」において、予定価格を上回る見積価格をもって契約していた。適正な事務処理に努められたい。

#### イ 契約書への収入印紙の貼付について

契約書に誤った金額の収入印紙が貼付されているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- ・一般廃棄物処理業務委託（平成 20 年度～21 年度 長期継続契約）

#### ウ 学校諸費会計等の取扱いについて

学校諸費会計等に係る会計担当者の異動に伴う引継ぎにおいて、学校諸費会計等取扱要綱に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（平成 19 年度）

- ・冷暖房会計

根拠	学校諸費会計等取扱要綱第 6 条 会計担当者に異動があつた場合は、10 日以内に引継目録（別記様式第 2 号）を作成し引き継ぎ、校長に報告しなければならない。
----	--

## 9 呉三津田高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 呉市山手一丁目 5 番 1 号
- ・教職員数 全日制：49 人（7 人）  
定時制：11 人（5 人）

〔平成 20 年 5 月 1 日現在の本務者数。（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計。学校長は全日制に含めている。〕

・生徒の状況

課 程	全 日 制											
	普通科				普通科 (理数コース)				合 計			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	200	200	200	600	40	40	40	120	240	240	240	720
生徒数 (人)	201	198	177	576	32	31	33	96	233	229	210	672
充足率 (%)	100.5	99.0	88.5	99.0	80.0	77.5	82.5	80.0	97.1	95.4	87.5	93.3
進 学 就 職	大学・短大	173 人 (87.8%)			25 人 (80.6%)			198 人 (86.8%)				
	専修・各種	5 人 (2.5%)			1 人 (3.2%)			6 人 (2.6%)				
	就 職	0 人 (0.0%)			0 人 (0.0%)			0 人 (0.0%)				
	その他	19 人 (9.6%)			5 人 (16.1%)			24 人 (10.5%)				
退学者 (人)	2 (2)								2 (2)			
休学者 (人)	3				1				4			

課 程	定 時 制				
	普通科				
	1	2	3	4	計
総定員 (人)	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	26	14	12	10	62
充足率 (%)	65.0	35.0	30.0	25.0	38.8
退学者 (人)	19 (5)				
休学者 (人)	5				
進 学 就 職	大学・短大	1 人 (14.3%)			
	専修・各種	0 人 (0.0%)			
	就 職	5 人 (71.4%)			
	その他	1 人 (14.3%)			

(注) ・「学科・学年」の生徒数等は、平成20年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」の状況は、平成19年度(平成20年3月末現在)である。

・「退学者」の( )内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

毒物及び劇物の管理について

毒物及び劇物を保管する場合は、盗難・紛失を防ぐためその他の物を保管する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすることとされている。

保管場所への鍵の措置は、適正に行われていたが、一般の薬品と毒物及び劇物が同じ保管場所で保管されていた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	①毒物及び劇物取締法第11条(毒物又は劇物の取扱)
	②「昭和52年3月26日厚生省薬務局長通知」(要旨) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

【意見】

収入証紙の管理について

収入証紙について、売りさばきの実績に比較して多数の在庫が保管されているもの(額面5,000円)があった。

会計処理上の問題はないものの、今後も売りさばきの見込みのない証紙が保管される状況が続くようであれば、会計管理部への返納を検討する必要がある。

## 10 忠海高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 竹原市忠海床浦四丁目4番1号
- ・教職員数 27人(37人)  
〔平成20年5月1日現在の本務者数。( )内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計〕
- ・生徒の状況

課程	全日制											
	普通科				普通科理数科学コース				計			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	40	40	80	160	40	40	40	120	80	80	120	280
生徒数 (人)	40	36	60	136	40	23	19	82	80	59	79	218
充足率 (%)	100.0	90.0	75.0	85.0	100.0	57.5	47.5	68.3	100.0	73.8	65.8	77.9
進 学 就 職	大学・短大	49人 (75.4%)			12人 (60.0%)				61人 (71.8%)			
	専修・各種	14人 (21.5%)			7人 (35.0%)				21人 (24.7%)			
	就職	1人 (1.5%)			0人 (0.0%)				1人 (1.2%)			
	その他	1人 (1.5%)			1人 (5.0%)				2人 (2.4%)			
退学者 (人)	0			0				0				
休学者 (人)	0			0				0				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成20年5月1日現在である。

- ・「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成19年度(平成20年3月末現在)である。
- ・「退学者」の( )内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### 学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等の取扱事務において, 次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(平成18年度分)

内容	監査実施者による監査を行っていないもの	生徒会会計
	校長に監査の状況を文書により報告していないもの	すべての会計
根拠	学校諸費会計等取扱要綱 第5条(抜粋) 3 監査実施者は, 会計担当者及び点検者立会いの上監査を年1回以上実施し, 校長に監査の状況を文書により報告しなければならない。	

### (3) 付記

#### 動物標本, 古書等の適正な管理及び有効活用について

自然博物室に保管している動物標本及び教育資料室に保管している古書には, 貴重な資料も含まれていることから, 適正な管理に努めるとともに県教育委員会の共通財産として有効活用策の検討を行っていただきたい。

## 11 白木高等学校

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市安佐北区白木町秋山1210-1
- ・教職員数 20人(7人)  
〔平成20年5月1日現在の本務者数。( )内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計〕

・生徒の状況

課 程	全 日 制			
	普通科			
学科・学年等	1	2	3	計
総定員 (人)	40	40	80	160
生徒数 (人)	40	39	51	130
充足率 (%)	100.0	97.5	63.8	81.3
進 学 就 職	大学・短大	7人 (15.2%)		
	専修・各種	15人 (32.6%)		
	就 職	16人 (34.8%)		
	その他	8人 (17.4%)		
退学者 (人)	14 (0)			
休学者 (人)	0			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成20年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、平成19年度(平成20年3月末現在)である。
- ・「退学者」の( )内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成19年3月末)
高等学校使用料(全日制授業料)	1人 177,600円	1人 177,600円

イ 高等学校使用料(授業料)の減免について

高等学校使用料(授業料)の減免決定において、県立高等学校授業料等減免基準等から半額減免の要件に該当しないにもかかわらず、半額減免しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。  
(平成20年度)

- ・1人 57,600円(9,600円/月×1/2(減免割合)×12月)

【意見】

収入証紙の管理について

収入証紙について、長期間にわたり売りさばきの実績がないもの(額面5,000円)が多数保管されていた。

会計処理上の問題はないものの、今後も売りさばきの見込みのない証紙が保管される状況が続くようであれば、会計管理部への返納を検討する必要がある。

1.2 因島高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 尾道市因島重井町5574番地
- ・教職員数 全日制:34人(11人)  
定時制:11人(5人)

[平成20年5月1日現在の本務者数。( )内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計。学校長は全日制に含めている。]

・生徒の状況

課 程	全 日 制				定 時 制				
	普通科				普通科				
	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	120	120	120	360	40	40	40	40	160
生徒数 (人)	112	116	108	336	18	14	10	3	45
充足率 (%)	93.3	96.7	90.0	93.3	45.0	35.0	25.0	7.5	28.1
進 学 就 職	大学・短大	41 人 (38.0%)			1 人 (14.3%)				
	専修・各種	30 人 (27.8%)			0 人 (0.0%)				
	就 職	36 人 (33.3%)			4 人 (57.1%)				
	その他	1 人 (0.9%)			2 人 (28.6%)				
退学者 (人)	4 (0)				11 (7)				
休学者 (人)	0				2				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成20年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」の状況は、平成19年度(平成20年3月末現在)である。

・「退学者」の( )内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成19年3月末)
高等学校使用料(全日制授業料)	3人 214,400円	5人 284,500円

イ 毒物・劇物の管理について

毒物及び劇物の管理について、「毒物劇物危害防止規定」の様式によれば、品名ごとに、使用の都度、在庫量を管理簿により管理することとなっているが、作成されている管理簿は、一覧表により年1回の在庫を管理するものとなっていた。適正な管理に努められたい。

根拠	広島県立因島高等学校毒物劇物危害防止規定5(1)(要旨) 毒物劇物の保管管理の適正化を図るため、別紙の管理簿(取り扱う毒物劇物の名称、使用年月日、受入量、払出量、在庫量、払出者、責任者を記載)を作成する。
----	---

ウ 学校諸費会計における事務処理について

学校諸費会計である給食費会計において、会計担当者及び点検者立会いの上で行うこととされている監査が実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	学校諸費会計等取扱要綱 第5条第3項 監査実施者は、会計担当者及び点検者立会いの上監査を年1回以上実施し、校長に監査の状況を文書により報告しなければならない。
----	--

エ 夜間学校給食について

(7) 負担金交付事務について

保存食保存等に関する負担金の交付事務については、広島県補助金等交付規則に基づき、交付申請書により交付決定を行い、事業完了後、実績報告書により額の確定及び負担金の交付を行うべきところ、事業完了後に同時に提出された交付申請書及び実績報告書により負担金額の確認をした上で、交付先からの請求書により負担金を交付していた。適正な事務処理に努められたい。

#### (イ) 検食及び保存食の保存等について

学校給食の食品衛生について、文部科学省の学校給食衛生管理の基準（平成9年4月1日制定）に定める検食及び保存食の保存並びに記録が行われていなかった。適正な管理に努められたい。

なお、夜間給食炊事業務委託において、契約書には冷凍庫に毎食の保存食を保管・管理する旨の記載があるが、その具体的内容が明確にされていなかった。業務の適正な執行を図るため、委託契約の締結に当たっては、委託業務の具体的な内容を明確にしておく必要がある。

### 1.3 海田警察署

#### (1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 安芸郡海田町つくも町1番45号
- ・所管区域 広島市安芸区、安芸郡海田町・坂町・熊野町
- ・管内面積 157.08km<sup>2</sup>
- ・管内人口 147,804人（平成20年3月31日現在）
- ・組織体制 7課（警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課）
- ・職員数 164人（平成20年4月1日現在の常勤職員数）

#### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

### 1.4 安芸高田警察署

#### (1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 安芸高田市吉田町吉田1204番2号
- ・所管区域 安芸高田市
- ・管内面積 538.72km<sup>2</sup>
- ・管内人口 33,293人（平成20年3月31日現在）
- ・組織体制 6課（警務課、交通課、会計課、生活安全刑事課、地域課、警備課）
- ・職員数 48人（平成20年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

#### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

### 1.5 世羅警察署

#### (1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 世羅郡世羅町大字西上原427番地1
- ・所管区域 世羅郡世羅町
- ・管内面積 278.29km<sup>2</sup>
- ・管内人口 19,081人（平成20年3月31日現在）
- ・組織体制 6課（警務課、会計課、生活安全刑事課、地域課、交通課、警備課）
- ・職員数 35人（平成20年4月1日現在の常勤職員数）

#### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。